

■ 詳細版

区分	質問内容	回答内容
制度全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防総会参加者からの又聞き又聞きでよく理解できない。 ● このような名簿は毎年来るのか？ このような業務があるとは聞いていない。 ● 町内の防災計画では、避難所は中央公民館となっているのだが、現在は市民文化会館に変わっている。 どこに避難すればいいのか、市から指定してもらわないと困る。 学区は中部地区、公民館は津山地区で混乱する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来（手上げ方式で、自主防災会・民生委員等を介して登録）から制度はありましたが、災害対策基本法の改正により、市で支援が必要と思われる方々の名簿を作成し、その対象者に関係書類を郵送・同意者を把握し、各自主防災会単位に整理し配布したものです。 今回は、制度開始初年度であり、各地区とも多くの方々から同意する文書をいただきましたが、次年度以降は、新たに65歳になった方や、新たに障がい者の指定や介護認定を受けた方の中から、同意する方を把握して、今回と同様に各自主防災会に配布することになりますので、人数は少ないと予想されます。 ○ 制度の説明会を自主防災会、民生・児童委員、福祉推進員に対して実施してまいりましたが、必要であれば危機管理室職員が説明に伺います。 ○ 一時避難場所及び収容避難所については、住所や災害の種類により異なりますので市までお問い合わせください。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 今まで、民生委員が実施しているので、この名簿は民生委員に配布してくれ。自主防災会に頼まれても困る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災会・町内会等が主体となり、民生委員や福祉推進員等と連携を図って、同意者の現状を確認し個別計画を最新の状況に修正をお願いします。 ○ 訪問調査・個別計画の修正は、各地区の実状に応じ実施していただければ結構ですが、誰がどのような支援を実施するのかを具体的に定めて下さい。 ○ 担当の民生委員にお願いすることはいいのですが、最終的に避難支援者を決める段階においては、自主防災会・民生委員・福祉推進員等の避難支援等関係者と連携し、決定してください。 <p>※ 担当する民生委員に連絡し、訪問調査・個別計画の修正を依頼</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 私の家も対象者となると思っていたが、関係書類が送られて来なかった。対象者の範囲は？ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 65歳以上の単身世帯及び老々世帯、障がい者等を対象として約6000名に郵送しました。

制度全般	● この名簿はどこまで見せていいのか？	<p>○ 同意者についての情報は、基本的に、自主防災会には危機管理室から、民生委員には社会福祉課から、福祉推進員には福祉センターから提供されます。</p> <p>しかしながら、今回は、名簿入力作業が遅れており、民生委員や福祉推進員には関係資料が届いていないのが現状です。</p> <p>○ (したがって、) 民生委員・福祉推進員に対しては、それぞれ担当する地域の同意者に関する資料の提供は可能です。</p> <p>○ 隣組長に提供する場合も、該当する隣組の同意者の資料の提供が可能です。</p> <p>※ 組織：自主防災会・自治会等の会長・役員等は、全ての情報</p> <p>※ 個人：担当する地域の対象者(同意者)の情報(限定的)</p>
	● 施設に入所している人が同意しているがどうすればいいのか？	○ 災害時、施設が入所者の面倒を見ることとなりますので、「不同意者」として扱って下さい。(訪問調査の必要なし。)
	● 名簿には、元気で働いている人がいるがどうすればいいのか？	<p>○ 訪問調査を実施し、本制度の趣旨を説明し(避難支援の必要な方を地域の力で支援を実施し、少しでも多くの人命を救う)、支援が必要となった時に、登録申請するよう説明していただきたい。</p> <p>○ また、現在、元気に農作業等を実施しているのであれば、支援を受ける立場から、避難を支援する立場(避難支援者)になっていただくよう勧めて下さい。</p>
	● 家族はいるが日中仕事のため、独り暮らしの状況となっており、避難支援が必要な場合はどうすればよいのか？	<p>○ 登録申請(登録申請書と個別計画)するよう勧めて下さい。</p> <p>○ 個別計画には、日中の避難支援者を選定して下さい。</p>
個別計画	● 右上の日付は？	○ 同意者は、作成した日付を記入しておりますが、訪問調査を実施し、最終的に個別計画が完成した日付に修正して下さい。
	● 嘱託区、町内会、自治会、自主防災会等を全て記入するのか？	○ 「嘱託区」と「自主防災会名」を記入して下さい。

個別計画	● 建物の建築時期は必要か？	○ 昭和56年6月に建築基準法が改正されました。 昭和56年以前に建築された建物は、被害が予想されますので可能な範囲で聞き取りをお願いします。
	● 薬は、横文字でカタカナで書いてあるものまで書くのか？	○ 作成の例にもありますように、降圧剤・心臓の薬・肝臓の薬等一般的な名称で構いません。
	● 避難支援者はどういう人を選定するのか？	○ 同意者は、支援をお願いしたい人を記入しておりますが、その人の意思を確認しないで記入している場合がありますので、避難支援者を選定する際は、避難支援者になることを伝え、意志を確認して下さい。 ○ 避難支援者を選定する際は、対象者の隣組や近隣住民の方が理想的です。(災害が発生した時、すぐ駆けつけられることが望ましい。) また、隣近所で、もめている(係争中)状況の場合は、もめ事に関係のない方を選定して下さい。
	● 避難支援者に指定されると必ず支援しなければならないのか？	○ 東日本大震災では、多くの消防団員の方々が亡くなった教訓事項から、避難支援は、避難支援者自身やその家族の安全を確保した上で、可能な範囲で避難支援を実施することとなります。 また、同意書のなかで、避難支援者自身やその家族などの安全が前提のため、「同意によって災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。」と明記してありますので、避難支援者に、この趣旨を説明して下さい。
	● 避難支援者は責任が重く、なかなか手がない。	○ どうしても、避難支援者が選定できない場合は、第1隣組あるいは第2班など組織単位で選定し、組長の方に選定のお手伝いをお願いします。(日本人は、何かあったら助け合う人種です。)